

酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書（令和2年10月1日分）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収 受 印 </div>			整理番号	※		
令和 年 月 日 税務署長 殿 [提出先は、貯蔵場所を 所轄する税務署長です。]	届	(住所) 〒 —		(電話)		
	出	(ふりがな)				
	者	(氏名又は名称及び代表者氏名)		(印)		
	貯蔵	[個人番号又は 法人番号]	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	場 所	(貯蔵場所の所在地) 〒 —		(電話)		
		(ふりがな)				
		(貯蔵場所の名称)				
所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第39条第1項又は同条第4項の規定の適用を受けるので、同条第2項又は同条第7項の規定により届出します。						
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	手持品課税等の適用に当たって参考となる事項があれば記載してください。 (例) 届出書に記載した貯蔵場所以外に、酒類を所持している場所がある場合にはその場所の所在地・名称					
通信日付印	※	確認者印	※	審査者印	※	
	□ 済 □ 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード 運転免許証・その他()		身元確認		
税理士法上の 書面提出の有無	□	税理士法第30条の書面提出有		税 理 士		
	□	税理士法第33条の2の書面提出有		署 名 押 印		
				(印)		

(注) 1 ※印欄は、記載しないでください。
 2 「税理士法上の書面提出の有無」欄は、当該届出書を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。